

I 安全の確保



平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績 評価
<p>1 商品等・サービスの安全性確保</p> <p>(1) 商品等の安全性の調査 (経済労働局)</p> <p>① 商品等の安全性確保 商品等による事故情報の収集に努めるとともに、社会的に安全性の問題が提起された商品等について実態調査を行い、必要な場合は公表する。</p> <p>② 消費生活用製品安全法に基づく立入検査等 消費生活用製品の安全性については、消費生活用製品安全法に基づき、基準適合マーク (PSC) その他について、販売施設に立入検査等を行う。適宜、法の趣旨を説明し理解を求める。</p> <p>立入店舗数 10 店舗 検査点数 300 点</p> <p>③ 電気用品安全法に基づく立入検査等 電気用品の安全性については、電気用品安全法に基づき、基準適合マーク (PSE) その他について、販売施設に立入検査等を行う。適宜、法の趣旨を説明し理解を求める。</p> <p>立入店舗数 5 店舗 検査点数 20 点</p> <p>④ ガス事業法に基づく立入検査等 ガス用品の安全性については、ガス事業法に基づき、基準適合マーク (PSTG) その他について、販売施設に立入検査等を行う。適宜、法の趣旨を説明し理解を求める。</p> <p>立入店舗数 3 店舗 検査点数 5 点</p> <p>⑤ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等 液化石油ガス器具の安全性については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、基準適合マーク (PSLTG) その他について、販売施設に立入検査等を行う。適宜、法の趣旨を説明し理解を求める。</p> <p>立入店舗数 5 店舗 検査点数 25 点</p>	<p>1 商品等・サービスの安全性確保</p> <p>(1) 商品等の安全性の調査</p> <p>① 商品等の安全性確保 特に実態調査すべきものはなかった。</p> <p>② 消費生活用製品安全法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていないかった。</p> <p>立入検査 5 回 (6.9.12.2.3月) 立入店舗数 10 店舗 検査点数 794 点</p> <p>③ 電気用品安全法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていないかった。</p> <p>立入検査 4 回 (6.9.12.2月) 立入店舗数 5 店舗 検査点数 143 点</p> <p>④ ガス事業法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていないかった。</p> <p>立入検査 4 回 (6.9.12.2月) 立入店舗数 3 店舗 検査点数 28 点</p> <p>⑤ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていないかった。</p> <p>立入検査 4 回 (6.9.12.2月) 立入店舗数 5 店舗 検査点数 35 点</p>	<p>—</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

I 安全の確保

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(2) 安全確保のための表示基準（経済労働局） 商品やサービスの使用又は利用の仕方によって身体への危害が問題になった場合、発生を防止するための使用や利用の方法などの表示について事業者が遵守すべき基準を市長が設けることができるが、問題が生じた場合には速やかに基準の設定を検討する。</p>	<p>(2) 安全確保のための表示基準 基準の設定を必要とする問題は発生しなかった。</p>	—
<p>(3) 商品テスト（経済労働局） 苦情相談の処理にあたって、当該苦情商品の原因究明調査を行う必要があると認めるときは、国民生活センター等の検査機関に苦情商品の調査を依頼する。また、クリーニングに関しては、<u>地方消費者行政活性化基金を活用し、3回を限度に検査を委託する。</u></p>	<p>(3) 商品テスト 【調査依頼先】 国民生活センター 8件 製品評価技術基盤機構(NITE) 1件 <u>神奈川県クリーニング生活衛生同業組合</u> 1件</p>	◎
<p>(4) 家庭用品安全対策（健康福祉局） 広域販売網をもつ大型小売店舗やベビー用品販売店等を中心に、外国製の乳幼児用繊維製品に重点をおいた試買検査を実施し、安全性の確認と小売業者等に対する監視指導を行う。また、消費者を対象にした講習会の開催、パンフレットの配布などにより家庭用品に関する正しい知識の啓発を図る。</p>	<p>(4) 家庭用品安全対策 試買検査数 301件 規制対象外家庭用品検査 24件 衛生講習会 20件 パンフレット作成 900部</p>	◎
<p>(5) 健康リビング対策（健康福祉局・区役所） 市民の健康を支える快適で安全な居住環境の確保支援を目的に、保健所等を中心として健康リビングに関する情報提供、啓発活動を実施する。また、相談・要望に応じて居住環境の調査を行い、問題解決を支援する。</p>	<p>(5) 健康リビング対策 相談・調査件数 125件 衛生講習会 88件 パンフレット作成 3500部</p>	◎
<p>(6) 公園の遊具の安全点検（建設緑政局・区役所） 公園遊具の安全性確保のため、年2回の点検を行う。</p>	<p>(6) 公園の遊具の安全点検 公園遊具を年2回点検した。</p>	◎
<p>2 食の安全性確保</p> <p>(1) 農作物の安全性確保（経済労働局） 生産段階における農産物の安全性確保のため、適正な農薬使用及び防除記録の作成を指導し、環境にやさしい環境保全型農業の推進に努め、安全・安心な農作物の安定供給を図る。</p> <p>① 農作物病虫害防除の手引きの作成 農業者に対し 4,500部配布（3月）</p>	<p>2 食の安全性確保</p> <p>(1) 農作物の安全性確保</p> <p>① 農作物病虫害防除基準の作成 農業者に対し 4,500部配布（3月）</p>	◎

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績 評価									
<p>② 多摩川梨病害防除暦の作成 農業者に対し 300部配布(3月)</p>	<p>② 多摩川梨病害防除暦の作成 農業者に対し 300部配布(3月)</p>	◎									
<p>(2) 食品営業施設等への立入検査(健康福祉局・区役所)</p> <p>① 食品営業施設への立入検査 川崎市食品衛生監視指導計画に基づく営業施設 の監視指導を実施し、食中毒等による健康危 害の未然防止を図る。</p>	<p>(2) 食品営業施設等への立入検査</p> <p>① 食品営業施設への立入検査 営業施設数 27, 769施設 監視指導件数 79, 169件</p>	◎									
<p>② 食鳥処理場施設等への立入検査 食鳥処理場施設等の監視指導を行い、食鳥肉 の安全性を確保する。</p>	<p>② 食鳥処理場施設への立入検査 施設数 7施設 監視指導件数 6件</p>	◎									
<p>(3) 食品等の監視及び検査(健康福祉局・区役所) 川崎市食品衛生監視指導計画に基づき、市内を 流通する食品等について、微生物検査(食中毒菌 等)及び理化学検査(残留農薬等)を実施すると ともに表示の点検を行い、違反食品等の排除を図る。 また、輸入食品についても、検疫所における違 反状況等を踏まえ、計画的な検査を実施する。</p>	<p>(3) 食品等の監視及び検査 食品等官能検査件数 127, 546件 食品等検査検体数 1, 994検体</p> <p>【主な内訳】 輸入食品 119検体 残留農薬検査 57検体 組換えDNA技術応用食品検査 22検体 (遺伝子組換え食品検査)</p>	◎									
<p>(4) 食中毒調査及び行政処分(健康福祉局・区役所) 食中毒が疑われる場合、食品衛生法に基づき調 査、措置、報告等を迅速かつ的確に行い、原因食 品及び病因物質等を早期に排除し、食中毒の拡大 防止及び再発防止を図る。</p>	<p>(4) 食中毒調査及び行政処分 食中毒発生件数 10件 行政処分件数 10件</p>	◎									
<p>(5) 夏期及び年末の食品等一斉監視(健康福祉局・区役所) 夏期及び年末に消費される食品の検査やリス クの高い食品を取り扱う業種、大規模食品流通施設 等の一斉監視を行い、食品等に起因する事故の防 止を図る。 また、食品衛生月間(8月)には、食中毒予防の啓 発を図るため、衛生教育や食品衛生イベントを開 催して、食中毒予防リーフレットの配布等を行う。</p>	<p>(5) 夏期及び年末の食品等一斉監視 夏期及び年末の食品等一斉監視</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">夏期(7~8月)</th> <th style="text-align: center;">年末(11~12月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業施設監視指導</td> <td style="text-align: center;">15,378件</td> <td style="text-align: center;">14,370件</td> </tr> <tr> <td>食品等収去検査</td> <td style="text-align: center;">488検体</td> <td style="text-align: center;">377検体</td> </tr> </tbody> </table> <p>食品衛生月間(8月) 懸垂幕・ポスター等の掲示 (市内保健所・中央卸売市場食品衛生検査所)</p> <p>衛生教育 6回 758名 監視指導 7,833件</p>		夏期(7~8月)	年末(11~12月)	営業施設監視指導	15,378件	14,370件	食品等収去検査	488検体	377検体	◎
	夏期(7~8月)	年末(11~12月)									
営業施設監視指導	15,378件	14,370件									
食品等収去検査	488検体	377検体									

I 安全の確保

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(6) 自主管理体制の推進 (健康福祉局・区役所)</p> <p>① 食品等事業者に対する研修 営業者等による自主管理体制の推進に向け、効果的な指導等を行うとともに、事業者や市民への啓発活動の担い手としての人材育成も目指す。 また、(一社)川崎市食品衛生協会の「食品衛生指導員」による食品衛生巡回指導に向け、研修会を開催し、得た知識等が日常の団体活動においても活用できるよう情報提供を行う。</p> <p>② 食品衛生推進員による活動 飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者に、食品衛生推進員を委嘱する。</p> <p>(7) 消費者への啓発(健康福祉局・区役所) 市民や配食ボランティア活動団体等に対し、食中毒多発期間に発令される食中毒警報等について情報提供を行うとともに、意見交換等を通じて食品衛生に関する正しい知識の普及を図る。</p> <p>(8) 表示及び標ぼう内容の適正化の推進 (健康福祉局・区役所)</p> <p>① 食品衛生法に基づく表示適正化の推進 食品衛生法に基づき、一般的な表示事項に加え、食品添加物表示、期限表示、組換えDNA技術応用食品及びアレルギー物質を含む旨の表示事項について監視指導を実施する。</p> <p>② 健康増進法に基づく適正化の推進 健康増進法に基づき、栄養成分表示、健康保持増進効果に関する広告等について指導を実施する。また、栄養機能食品の検査と特定保健用食品及び特別用途食品の表示許可申請の受付を実施する。</p>	<p>(6) 自主管理体制の推進</p> <p>① 食品等事業者に対する研修 食品衛生責任者実務講習会 15回 (受講者 2,040人) その他の衛生教育(健康福祉局実施分を含む) 98回 5,401名 巡回指導実施状況(食品衛生指導員) 夏期(H25.7.15~8.15) 巡回施設数 4,299施設 指導員数 延べ 537名 年末(H25.12.1~12.28) 巡回施設数 3,985施設 指導員数 延べ 516名</p> <p>② 食品衛生推進員による活動 食品衛生推進員の委嘱 379名 (平成24年度委嘱 任期:H24.7.1~H26.6.30)</p> <p>(7) 消費者への啓発 各種講習会等の開催 55回 (延べ参加者 2,376人) 【警報等発令期間】 神奈川県食中毒警報 H25.7.18~H25.10.22 ノロウイルス食中毒警戒情報 H25.12.9~H26.3.31</p> <p>(8) 表示及び標ぼう内容の適正化の推進</p> <p>① 食品衛生法に基づく表示適正化の推進 表示違反件数 197件</p> <p>② 健康増進法に基づく適正化の推進 ・表示違反件数 ・食品表示相談指導 18件 ・虚偽・誇大広告相談指導 6件 ・試買検査件数 ・食品数 5件 (検査項目 5種類) ・市独自発行のリーフレットを作成し、各区役所保健福祉センター等で配布し、情報提供した。 1種類 1,000部</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績 評価
<p>(9) 学校給食の安全性確保(教育委員会)</p> <p>① 給食用物資の検査 学校に納入された物資を採取し、衛生検査を定期的に行い、安全性の確認を図る。 【内容】 ・細菌検査及び理化学検査 (成分規格及び合成抗菌剤検査等を含む) ・残留農薬検査 ・遺伝子組換え検査</p> <p>② 給食室の環境衛生検査 ・外観検査(施設整備及び管理状況) 調理室、食品の取扱、排水及び周囲の状況 その他 ・給食室の環境検査(室温、湿度、照度) ・食器具類の洗浄状況(デンブン、脂肪性残留物検査) ・食器具類の消毒状況(一般細菌及び大腸菌群検査) ・保存食の保存状況</p> <p>③ 給食従事者等への啓発 研修会を開催し、食中毒発生防止や食品の安全に関する正しい知識の講習をする。 【衛生管理研修会】 ・対象 給食調理員、栄養教諭 学校栄養職員、学校薬剤師 ・内容 講演・学校給食調理場における衛生管理の実態</p>	<p>(9) 学校給食の安全性確保</p> <p>① 給食用物資の検査 検査項目件数 520件 (検査食品数 152件) 【内容】 ・細菌検査及び理化学検査 470件 (成分規格及び合成抗菌剤検査等を含む) ・残留農薬検査 40件 ・遺伝子組換え検査 10件</p> <p>② 給食室の環境衛生検査(5項目)116校 ・外観検査(施設整備及び管理状況) 調理室、食品の取扱、排水及び周囲の状況 その他 ・給食室の環境検査(室温、湿度、照度) ・食器具類の洗浄状況(デンブン、脂肪性残留物検査) ・食器具類の消毒状況(一般細菌及び大腸菌群検査) ・保存食の保存状況</p> <p>③ 給食従事者等への啓発 衛生管理研修会(8月) 対 象 給食調理員、栄養教諭 学校栄養職員、学校薬剤師 参加者 296名 内 容 講演 「学校給食における食中毒防止について」</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
<p>(10) 保育園給食の安全性確保(市民・こども局)</p> <p>① 調理従事者の衛生管理 毎月定期的に検便による細菌検査(赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157、O26、O111)を実施し、衛生管理に努める。</p> <p>② 食品の安全衛生管理 ・納品業者の衛生管理について確認する。 ・納品の際には検収を行い、品質及び鮮度の確認を行う。 ・食品の生産地、製造元等の情報については、入手できる限り記録し把握する。</p>	<p>(10) 保育園給食の安全性確保</p> <p>① 調理従事者の衛生管理 調理従事者だけでなく、子どもにかかわる保育者すべて、毎月定期的に検便による細菌検査を実施。 月平均 1,875件 年延件数 22,503件</p> <p>② 食品の安全衛生管理 保育園ごとに納品業者と年度分の請書を交わし、納入食材に関する仕様を確認。 業者に対し従業員の検便や製品の自主検査を依頼し、提出のあった実施結果については各園にて保管。 食品の生産地、製造元、製造年月日等の情報を各園にて記録。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

I 安全の確保

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績 評価
<p>③ 給食施設・設備の衛生管理 年2回、業務委託による園舎内の害虫駆除を実施するとともに、施設・設備の点検を行い、衛生管理に努める。</p>	<p>③ 給食施設・設備の衛生管理 業務委託による害虫防除の実施（2回） 前期 6月中旬～7月下旬 保育園53箇所 後期 11月中旬～12月中旬 保育園53箇所</p>	◎
<p>④ 給食担当者食品衛生研修会 保育園給食における食中毒予防のために給食担当者を対象に食品衛生研修会を開催し、衛生管理に関する知識の向上を図る。</p>	<p>④ 給食担当者食品衛生研修会 実施月 5月下旬 対 象 市内保育園栄養士、調理師、調理員 および給食担当者</p> <p>参加者 128名 講 師 健康福祉局健康安全室職員 内 容 食品衛生に関する最新情報 保育園給食における衛生管理</p>	◎
<p>3 監視指導（健康福祉局・区役所）</p>	<p>3 監視指導</p>	
<p>(1) 環境衛生関係営業施設 施設の衛生水準の維持向上及び事業者による自主管理の支援、促進を目的として、検査データに基づいた科学的監視指導を強化する。 (S23.4.2 保健所法(現 地域保健法) 施行令施行)</p>	<p>(1) 環境衛生関係営業施設 旅館業、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、プール、温泉等の営業施設の監視指導を行い、衛生・安全の確保に努めた。 監視指導延べ施設数 4,048件</p>	◎
<p>(2) 専用水道及び簡易専用水道 施設への立入検査等を行い、設置者に水道法に基づく施設の管理の徹底を指導する。</p>	<p>(2) 専用水道及び簡易専用水道 ・専用水道 立入検査延べ施設数 47件 ・簡易専用水道 立入検査延べ施設数 378件</p>	◎
<p>(3) 小規模水道及び小規模受水槽水道 施設への立入検査等を行い、設置者に条例又は要綱に基づく施設の管理の徹底を指導する。</p>	<p>(3) 小規模水道及び小規模受水槽水道 ・小規模水道 立入検査延べ施設数 62件 (飲用井戸等を含む) ・小規模受水槽水道 立入検査延べ施設数 443件 (条例対象外施設を含む)</p>	◎
<p>4 商品廃棄に係る汚染防止（環境局）</p>	<p>4 商品廃棄に係る汚染防止</p>	
<p>(1) 廃家電製品 特定家庭用機器再商品化法（いわゆる家電リサイクル法）の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処理方法については、市のホームページやパンフレット等により広く周知し、適正処理を推進する。 また、それ以外の家電製品についても、適正処理を推進し、商品廃棄に係る環境汚染を防止する。</p>	<p>(1) 廃家電製品 市内で排出される家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、専門の処理業者に再商品化及び特定フロン回収を行わせ、それ以外の家電製品については、適正処理を推進することにより、商品廃棄に係る環境汚染を防止した。</p>	◎

